県章

三重県公報

令和元年6月28日（金）
第　16　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
143	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（地域福祉課）	2
144	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（同）	2
145	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
146	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	（同）	3
147	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	（大気・水環境課）	3
148	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	3
149	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	5
150	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（同）	5
	選　管　告　示		
19	少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示	（選挙管理委員会）	7
	公　　告		
	土地改良区清算人の就任の届出	（農地調整課）	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	8
	建築基準法の規定による道路の位置指定の変更及びその関係図書の縦覧	（建築開発課）	8
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（企業庁）	8

告　　示

三重県告示第 143 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小林　佳志	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和元年 5 月 1 日
村上　直史	鍼灸院　くるみ	尾鷲市中井町 7-25	令和元年 6 月 1 日
天利　優里	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和元年 5 月 1 日
西　克斗志	いなべ神秘の森鍼灸センター	いなべ市員弁町畑新田 103-5	令和元年 6 月 4 日

三重県告示第 144 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小林　佳志	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和元年 5 月 1 日
村上　直史	鍼灸院　くるみ	尾鷲市中井町 7-25	令和元年 6 月 1 日
天利　優里	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和元年 5 月 1 日
西　克斗志	いなべ神秘の森鍼灸センター	いなべ市員弁町畑新田 103-5	令和元年 6 月 4 日

三重県告示第 145 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名	担当する障害分野
医療法人尚徳会　ヨナハ産婦人科小児科病院	桑名市和泉イノ割 219 番地	松　田　　直	肢体不自由 呼吸器機能障害
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5 番 25 号	牧　野　祥　典	肢体不自由
社会医療法人畿内会岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	江　川　琢　也	肢体不自由
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	山　本　政　和	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 肝臓機能障害
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	萩　　智　仁	肢体不自由

地方独立行政法人　桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	今　井　裕　一	心臓機能障害 じん臓機能障害
国立大学法人　三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	松　田　恭　典	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
社会医療法人畿内会岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	植　木　博　之	心臓機能障害 じん臓機能障害
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	児　玉　健　二	心臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会　三重北医療センター　菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75	岡　田　祐　二	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
紀南病院組合立紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750	野　田　真理子	じん臓機能障害
ばんクリニック	鈴鹿市石薬師町 2159-1	伴　　直　昭	呼吸器機能障害

三重県告示第 146 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

医療機関の名称	所　在　地	医　師　氏　名
医療法人慈心会　第一病院	北牟婁郡紀北町上里 225-8	竹　村　愼一郎
医療法人社団　山中胃腸科病院	四日市市小古曽三丁目 5-33 番地	立　石　昭　三
医療法人社団　山中胃腸科病院	四日市市小古曽三丁目 5-33 番地	山　中　晃一郎
大北内科	津市久居東鷹跡町 82-10	大　北　典　史

三重県告示第 147 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 4 項第 11 号イに該当）

三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 1 の一部

2　土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

三重県告示第 148 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　306 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
鈴鹿市伊船町字畑ヶ田 1620 番 1 地先 から 鈴鹿市長澤町字武備野 2091 番 24 地先 まで	旧	6.2～15.0	1955.9
	旧新	12.5～43.5	1605.5

第 2

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　白木西町線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
亀山市布気町字横沢 423 番 5 地先 から 亀山市布気町字横沢 402 番 3 地先 まで	旧	12.3～30.1	167.3
	新	21.2～36.1	167.3

第 3

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　368 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
伊賀市山出字岩ケ谷 1568 番地先 から 伊賀市山出字松林 1566 番地先 まで	旧	26.6～39.7	52.9
	新	26.6～33.0	52.9

第 4

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　368 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
名張市桔梗が丘西三番町一街区 4 番地先 から 名張市蔵持町原出 2015 番 1 地先 まで	旧	20.2～40.6	497.9
	新	20.2～41.4	497.9

第 5

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　大台宮川線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
多気郡大台町天ヶ瀬字山口 256 番 1 地先 から 多気郡大台町天ヶ瀬字黒岩 276 番 2 地先 まで	旧	5.1～6.8	195.5
	新	5.9～26.2	195.5

第 6

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　阿児磯部鳥羽線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
鳥羽市安楽島町字大カタ 329 番 183 号地先 から 鳥羽市安楽島町字大カタ 329 番 172 号地先 まで	旧	8.6～28.1	41.1
	新	11.3～30.2	41.1

第 7

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　中井浦九鬼線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
尾鷲市大字行野浦字松本浜ノ上 115 番 1 地先 から 尾鷲市大字行野浦字松本浜ノ上 115 番 3 地先 まで	旧	3.7～9.6	138.0
	新	14.7～26.9	138.0

三重県告示第 149 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
一般国道 368 号	名張市桔梗が丘西二番町三街区 17 番地先 から 名張市蔵持町原出 2015 番 1 地先 まで	令和元年 7 月 11 日
県道 山添桔梗が丘線	名張市桔梗が丘西二番町三街区 17 番地先から 名張市蔵持町里 2278 番 1 地先 まで	令和元年 7 月 11 日
一般国道 169 号	熊野市神川町神上字福山瀬 1880 番 1 地先 から 熊野市神川町神上字西谷 1871 番 12 地先 まで	令和元年 7 月 3 日 午後 3 時
一般国道 309 号	熊野市神川町神上字西谷 1871 番 5 地先 から 熊野市神川町神上字福山瀬 1880 番 1 地先 まで	令和元年 7 月 3 日 午後 3 時

三重県告示第 150 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　道路の種類及び路線名

道路の種類	路　線　名	占用を制限する区域
一般国道	421 号	いなべ市員弁町東一色字丁田浦 1753 番 2 地先 から いなべ市員弁町東一色字丁田浦 1761 番 13 地先 まで
主要地方道	北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 170 番 7 地先 から いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 168 番 3 地先 まで
主要地方道	北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 179 番 1 地先 から いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 167 番 1 地先 まで
主要地方道	北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 179 番 1 地先 から いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 108 番 4 地先 まで
一般国道	306 号	四日市市桜町字大欠 4462 番 1 地先 から 四日市市桜町字大欠 4466 番 2 地先 まで
一般国道	306 号	三重郡菰野町大字潤田字春日 2154 番 2 地先 から 三重郡菰野町大字千草字上岡 7438 番地先 まで
一般国道	477 号	四日市市尾平町字川田 1544 番 1 地先 から 四日市市曽井町字前門田 401 番 14 地先 まで
主要地方道	上海老茂福線	四日市市山城町字西大谷 749 番 14 地先 から 四日市市山城町字西大谷 811 番 16 地先 まで
一般県道	四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先 から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3241 番地先 まで
一般県道	湯の山温泉線	三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 34 地先 から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 245 地先 まで
一般県道	湯の山温泉線	三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 184 地先 から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 157 地先 まで
一般県道	湯の山温泉線	三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 740 地先 から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 1055 地先 まで
主要地方道	神戸長沢線	鈴鹿市津賀町 から 鈴鹿市三畑町 まで
一般県道	三行庄野線	鈴鹿市庄野町地内
一般国道	368 号	津市美杉町太郎生字澳田 4803 番 4 地先 から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4775 番 2 地先 まで

一般国道	422 号	津市美杉町太郎生字澳田 4803 番 4 地先 から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4775 番 2 地先 まで
一般県道	上浜高茶屋久居線	津市久居新町 930 番 32 地先 から 津市久居新町 930 番 1 地先　まで
一般国道	166 号	松阪市飯南町粥見字轡掛 180 番 1 地先 から 松阪市飯南町粥見字欠ノ山 169 番 2 地先 まで
一般国道	368 号	松阪市飯南町粥見字黒切 172 番地先 から 松阪市飯南町粥見字黒切 177 番 2 地先 まで
一般国道	422 号	松阪市飯高町宮本字時尾 1264 番 14 地先内
一般県道	松阪多気線	多気郡多気町相可 から 多気郡多気町仁田 まで
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市佐八町字小田古 1585 番地先 から 伊勢市佐八町字小田古 1583 番 1 地先 まで
主要地方道	伊勢大宮線	度会郡度会町麻加江字八幡 650 番 2 地先 から 度会郡度会町麻加江字狭古 302 番 1 地先 まで
一般国道	163 号	伊賀市西明寺字有井 680 番 1 地先 から 伊賀市西明寺字上中川原 303 番 18 地先 まで
一般国道	165 号	伊賀市岡田字手登 518 番 8 地先内
一般国道	368 号	伊賀市山出字岩ヶ谷 1573 番 1 地先 から 伊賀市山出字上山田 2092 番 3 地先 まで
一般国道	368 号	伊賀市山出字岩ケ谷 1567 番 2 地先 から 伊賀市山出字岩ケ谷 1568 番地先 まで
一般国道	368 号	伊賀市山出字松林 1549 番 6 地先内
一般国道	368 号	名張市さつき台二番町 351 番 2 地先 から 名張市さつき台二番町 1 番地先 まで
一般国道	368 号	伊賀市上之庄字中井 1343 番 3 地先 から 伊賀市山出字松林 1559 番 1 地先 まで
一般国道	311 号	尾鷲市古江町字平松 81 番 10 地先内
一般県道	須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡紀北町相賀字金苔 102 番 27 地先 から 北牟婁郡紀北町相賀字江崎 1995 番地先 まで
一般国道	169 号	熊野市神川町神上字福山瀬 1880 番 1 番地先 から 熊野市神川町神上字西谷 1871 番 12 番地先 まで
一般国道	309 号	熊野市神川町神上字西谷 1871 番 5 番地先 から 熊野市神川町神上字福山瀬 1880 番 1 番地先 まで
一般国道	311 号	熊野市新鹿町字湊 1205 番地先 から 熊野市新鹿町字橋間 1662 番 2 地先 まで
一般国道	311 号	熊野市二木島里町字はい 153 番 1 地先 から 熊野市二木島里町字平地 126 番地先 まで
主要地方道	紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字札立 694 番地先 から 南牟婁郡紀宝町高岡字見ノ越 3087 番地先 まで
一般県道	鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町大里字前ノ田 3887 番地先 から 南牟婁郡紀宝町大里字コケ 2031 番 1 地先 まで
一般県道	鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字下モ前 1605 番 2 地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字下モ前 1607 番 8 地先 まで
一般県道	鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字和田前 424 番地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字下モ鼻 485 番 2 地先 まで
一般県道	鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字市阪 1260 番 2 地先内
一般県道	鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町大里字長尾 2559 番 3 地先 から 南牟婁郡紀宝町大里字長尾 2544 番 13 地先 まで

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3　占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4　占用制限の開始日

令和元年７月５日

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第 19 号

少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年６月 28 日

三重県選挙管理委員会委員長　髙　木　久　代

少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成 22 年三重県選挙管理委員会告示第 101 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法） 第 10 条　法第 19 条の 16 第 15 項の規定による写しの交付は、少額領収書等の写しを複写機により日本産業規格Ａ4 判の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）を交付する方法によるものとする。	（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法） 第 10 条　法第 19 条の 16 第 15 項の規定による写しの交付は、少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格Ａ4 判の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）を交付する方法によるものとする。

第２号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この告示は、令和元年７月１日から施行する。

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和元年６月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

茅広江土地改良区（松阪市茅原町 2385 番地）

就任清算人

松阪市茅原町 2507 番地	小　塩　正　明
〃　〃　556 番地	船　谷　昭　弘
〃　〃　72 番地	若　山　政　生
〃　〃　2617 番地 1	船　谷　幸　正
〃　〃　540 番地	小　塩　義　勝
〃　広瀬町 725 番地	竹　林　文　平
〃　〃　760 番地	鎌　倉　重　美
〃　〃　375 番地	竹　上　　肇
〃　〃　744 番地	久　保　竜　一
〃　〃　879 番地	上　村　博　光

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路

3・4・20 号旭が丘江島線

3・4・61 号江島白子線

3・4・62 号旭が丘白子線

3・5・50 号旭が丘愛宕線

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路について、次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

変更年月日	指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
		氏名	住所		道路番号	幅員（ｍ）	延長（ｍ）
令和元年6月17日	平成21年8月7日	近鉄不動産株式会社 代表取締役 善本　烈	大阪市天王寺区上本町6丁目5－13	志摩市阿児町神明字寺川原 764-1 ほか 18 筆及び鵜方字タチメ 3618-92 ほか 11 筆	A	14.0	919.7
					B	8.0	327.1
					C	7.0	695.1
					D	5.0	4860.5

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号）第 12 条の規定により公告します。

令和元年 6 月 28 日

三重県企業庁長　　山　　神　　秀　　次

1　特定役務の名称　　平成 31 年度ご発　第 1-分 0001 号
　　三重ごみ固形燃料発電所　ＲＤＦ焼却・発電施設定期点検整備等業務

2　担当部局　　三重県桑名市多度町力尾
　　三重県企業庁　三重ごみ固形燃料発電所

3　落札者決定日　　令和元年 6 月 18 日

4　落札者　　三重県四日市市浜田町 6 番 11 号
　　富士電機株式会社　三重営業所
　　所長　菅原　是善

5　落札金額　　入札価格　182,500,000 円
　　契約金額　198,909,640 円

6　決定手続　　一般競争入札

7　入札公告日　　平成 31 年 4 月 26 日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/